

香川県条例第24号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第1条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1(第2条関係) 第1表 使用料の部				別表第1(第2条関係) 第1表 使用料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1 略				1 略			
2 公の施設の使用料				2 公の施設の使用料			
(1)～(20) 略				(1)～(20) 略			
(21) 香川県立川部みどり園	福祉型障害児入所施設	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の2第2項第1号又は障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額		(21) 香川県立川部みどり園	知的障害児施設	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の2第2項又は障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	
	障害者支援施設	障害者自立支援法第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額			障害者支援施設	障害者自立支援法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	
(22) 香川県障害者支援施設 たまも園	障害者自立支援法第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額			(22) 香川県障害者支援施設 たまも園	障害者自立支援法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額		

(23) かがわ総合リハビリテーションセンター	障害者支援施設	障害者自立支援法第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
	サービス事業所 (療養介護)	
	略	
	施設支援又は短期入所の場合	障害者自立支援法第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
	略	
	医療型障害児入所施設	
(24) 香川県ふじみ園 (25)～(36) 略	略	
	入所支援の場合	児童福祉法第24条の2第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
	短期入所の場合	障害者自立支援法第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
	医療型児童発達支援センター	児童福祉法第21条の5の3第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
	病院	略
	略	

(23) かがわ総合リハビリテーションセンター	障害者支援施設	障害者自立支援法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
	サービス事業所 (療養介護)	
	略	
	施設支援又は短期入所の場合	障害者自立支援法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
	略	
	肢体不自由児施設	
(24) 香川県ふじみ園 (25)～(36) 略	略	
	施設支援の場合	児童福祉法第24条の2第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
	短期入所の場合	障害者自立支援法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
	略	
	病院	略
	略	

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
----	----	----	----

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
----	----	----	----

1～366 略		
367 かがわ総合リハビリテーションセンター手数料	サービス事業所（療養介護）、 <u>医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター及び病院</u>	略
368～598 略		
備考 略		

1～366 略		
367 かがわ総合リハビリテーションセンター手数料	サービス事業所（療養介護）、 <u>肢体不自由児施設及び病院</u>	略
368～598 略		
備考 略		

(香川県障害者支援施設たまも園条例の一部改正)

第2条 香川県障害者支援施設たまも園条例（昭和39年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(利用料金の額) 第7条 利用料金の額は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号） <u>第29条第3項第1号</u> の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。	(利用料金の額) 第7条 利用料金の額は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号） <u>第29条第3項</u> の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

(香川県ふじみ園条例の一部改正)

第3条 香川県ふじみ園条例（昭和41年香川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(利用料金の額) 第8条 利用料金の額は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号） <u>第29条第3項第1号</u> の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。	(利用料金の額) 第8条 利用料金の額は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号） <u>第29条第3項</u> の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

(香川県精神保健福祉センター条例の一部改正)

第4条 香川県精神保健福祉センター条例（昭和42年香川県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

- (業務)
第2条 略
(1)～(6) 略
(7) 障害者自立支援法第22条第2項又は第51条の7第2項の規定による市町が同法第22条第1項又は第51条の7第1項の支給の要否の決定を行うに当たっての意見陳述
(8) 障害者自立支援法第26条第1項又は第51条の11の規定による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助
(9) 略

- (業務)
第2条 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行う。
(1)～(6) 略
(7) 障害者自立支援法第22条第2項の規定による市町が同条第1項に規定する支給要否決定を行うに当たっての意見陳述
(8) 障害者自立支援法第26条第1項の規定による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助
(9) 略

(かがわ総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第5条 かがわ総合リハビリテーションセンター条例（昭和60年香川県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務) 第2条 略 (1)～(3) 略 <u>(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設として、障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、 独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うこと。</u> <u>(5) 児童福祉法第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センターとして、障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供すること。</u> (6) 略</p> <p>(利用料金の収受) 第5条 略</p> <p>(利用料金の額)</p>	<p>(業務) 第2条 リハビリテーションセンターは、次に掲げる業務を行う。 (1)～(3) 略 <u>(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の3に規定する肢体不自由児施設として、上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えること。</u> (5) 略</p> <p>(利用料金の収受) 第5条 知事は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>(利用料金の額)</p>

第6条 略

別表（第5条、第6条関係）

施設	単位	金額
障害者支援施設	障害者自立支援法第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	
サービス事業所（療養介護） 略		
施設支援又は短期入所の場合	障害者自立支援法第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	
略		
医療型障害児入所施設		
略		
入所支援の場合	児童福祉法第24条の2第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	
短期入所の場合	障害者自立支援法第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	
医療型児童発達支援センター	児童福祉法第21条の5の3第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	
病院	略	
略		

第6条 利用料金の額は、別表に定める額とする。ただし、身体障害者福祉センターの利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲で、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。

別表（第5条、第6条関係）

施設	単位	金額
障害者支援施設	障害者自立支援法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	
サービス事業所（療養介護） 略		
施設支援又は短期入所の場合	障害者自立支援法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	
略		
肢体不自由児施設		
略		
施設支援の場合	児童福祉法第24条の2第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	
短期入所の場合	障害者自立支援法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	
病院	略	
略		

（香川県立川部みどり園条例の一部改正）

第6条 香川県立川部みどり園条例（平成8年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(設置) 第1条 障害者の福祉を図るため、香川県立川部みどり園（以下「みどり園」という。）を高松市に設置する。</p> <p>(業務) 第2条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施 設</th> <th style="text-align: center;">業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">福祉型障害児入所施設</td> <td style="text-align: center;">障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うこと。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 みどり園は、前項に規定する業務のほか、居宅において日常生活を営む障害者の福祉を図るための業務を行う。</p>	施 設	業 務	福祉型障害児入所施設	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うこと。	略		<p>(設置) 第1条 <u>知的障害者</u>の福祉を図るため、香川県立川部みどり園（以下「みどり園」という。）を高松市に設置する。</p> <p>(業務) 第2条 みどり園の業務は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる業務とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施 設</th> <th style="text-align: center;">業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">知的障害児施設</td> <td style="text-align: center;">知的障害のある児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 みどり園は、前項に規定する業務のほか、居宅において日常生活を営む<u>知的障害者</u>の福祉を図るための業務を行う。</p>	施 設	業 務	知的障害児施設	知的障害のある児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えること。	略	
施 設	業 務												
福祉型障害児入所施設	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うこと。												
略													
施 設	業 務												
知的障害児施設	知的障害のある児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えること。												
略													

(診断その他の調査をした医師等に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第7条 診断その他の調査をした医師等に対する報酬及び費用弁償支給条例（平成11年香川県条例第24号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第51条又は障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第50条の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号）第194条第1項の規定により診断その他の調査をした医師その他香川県介護保険審査会の指定する者又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第103条第1項（<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定により診断その他の調査をした医師その他知事の指定する者（以下これらの者を「医師等」という。）に対する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第51条又は障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第50条の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号）第194条第1項の規定により診断その他の調査をした医師その他香川県介護保険審査会の指定する者又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第103条第1項の規定により診断その他の調査をした医師その他知事の指定する者（以下これらの者を「医師等」という。）に対する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。</p>

(香川県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)

第8条 香川県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成18年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置等) 第2条 略</p> <p><u>2 審査会は、前項の事件のほか、これを児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条の3の規定により読み替えられた法第98条第1項に規定する障害児通所給付費等不服審査会とみなして、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第1項の審査請求の事件を取り扱うものとする。</u></p> <p>(諮問) 第4条 知事は、<u>法第97条第1項又は児童福祉法第56条の5の5第1項の規定に基づき審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に意見を求めなければならない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>市町の介護給付費等に係る処分が、法第29条第3項、第31条、第34条第1項、第35条第1項又は第76条の2第1項の規定に基づくものである場合</u></p> <p>(3) <u>市町の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分が、児童福祉法第21条の5の3第2項、第21条の5の11又は第21条の5の12第1項の規定に基づくものである場合</u></p> <p>(4) <u>その他知事が障害保健福祉又は児童福祉に係る専門的な意見を求めることを要しないと認める場合</u></p>	<p>(設置) 第2条 知事は、法第97条第1項の審査請求の事件を取り扱わせるため、審査会を置く。</p> <p>(諮問) 第4条 知事は、法第97条第1項の規定に基づき審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に意見を求めなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市町の介護給付費等に係る処分が、<u>法第29条第4項、第31条、第33条第1項、第34条第1項又は第35条第1項の規定に基づくものである場合</u></p> <p>(3) <u>その他知事が障害保健福祉に係る専門的な意見を求めることを要しないと認める場合</u></p>

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。